

土佐清水市 パートナーシップ・ ファミリーシップ登録制度

手引き



土佐清水市
2022年5月

目次

1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

はじめに	1
パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	1
申請をすることができる方（登録対象者）	2
子どもを家族として登録する場合	2

2 手続き方法

申請から交付までの流れ	3
-------------------	---

3 登録後の手続き

登録証の再交付	5
登録証の返還	5

4 Q&A..... 6

土佐清水市パートナーシップ・

ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱	9
----------------------------	---

相談機関の情報	21
---------------	----

1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

はじめに

土佐清水市は、「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」の理念に基づき、すべての市民が自分自身を大切にし、一人ひとりの違いや生き方を認め、支え合い、「すべての人にやさしいまち」の実現をめざしています。

近年、LGBT等の性的少数者の方々への社会の関心が高まり、理解は深まりつつあるものの、言動や態度から当事者の方に生きづらさを感じさせたり、行政手続きや学校、企業等での生活においても困難に遭遇されることがあります。また、現在の法律によって夫婦関係や家族関係が認められない家庭も同様です。

多様な性の在り方や生き方が尊重され、全ての人が偏見や差別に苦しめられることなく社会に参加し、自分らしく自由に生きられるまちをめざし、土佐清水市は安心して暮らし、働き、学び、観光できる環境づくりに向けた取組として、「パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度」を始めます。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係にあるお二人が、その関係性（パートナーシップ）を市に登録することができる制度で、市は登録の事実を公的に証明します。お二人の戸籍上の性別は問いません。

また、ファミリーシップ制度として、お二人のほかに共に家族として暮らしている子ども（未成年）がいる場合で、子どもを含む家族の関係を届け出た場合にはあわせて証明します。

パートナーシップ・ファミリーシップ登録は、市の要綱に基づいて実施するもので、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、登録することによってお二人の気持ちに寄り添い、自分らしくいきいきと生活されることを市民みんなで応援しようというものです。こういったことを広く知っていただき、その趣旨への理解を深め、性的少数者の方々の困難の解消につなげることが大切であると考えています。

また、多様な性のあり方に対する社会的理解が深まることで、差別や偏見、ハラスメントなどの解消につながっていくことを期待しています。

今後も市が率先して取組を進め、民間事業者等への性の多様性の理解と共感を広げ、性的少数者の方々の社会参加の促進につながるよう取り組んでまいります。

申請をすることができる方（登録対象者）

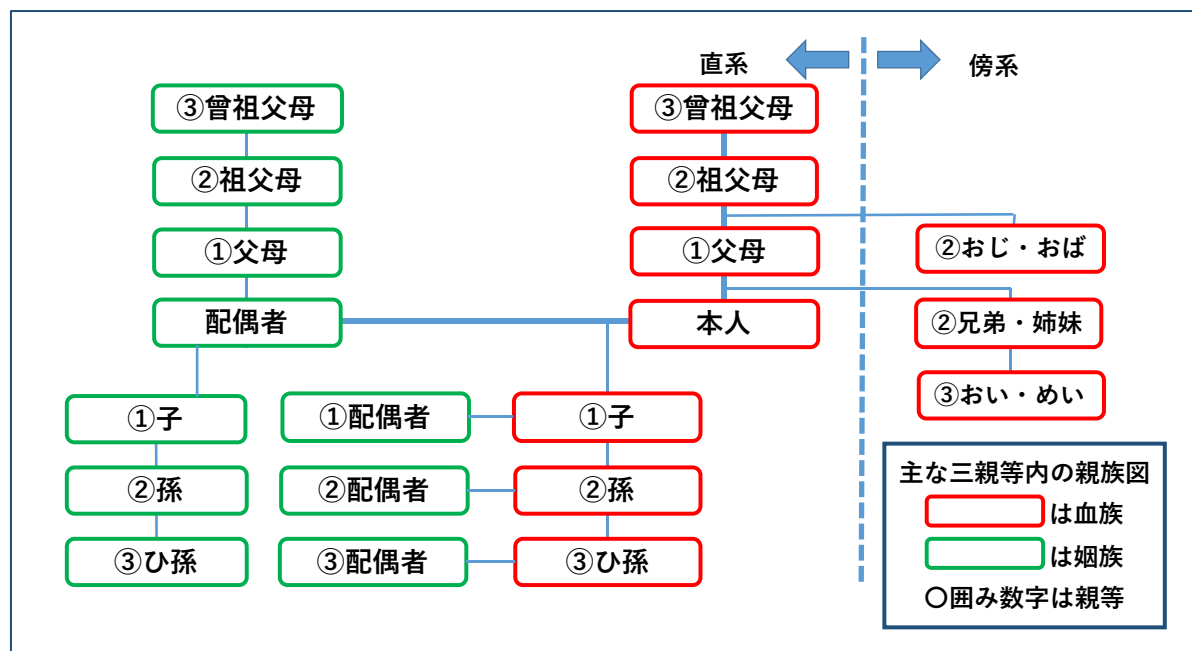
パートナーシップの関係にあり、次の要件をすべて満たしているお二人

- (1) 成年※1に達していること
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されていること。もしくは3か月以内に転入の意思があること
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方以外の者とのパートナーシップがないこと
- (4) 届出をしようとする者同士が近親者※2（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

※1 民法第4条（成年）年齢18歳をもって成年とする。

（民法の改正により令和4年4月1日以降は満18歳が成年）

※2 届出ができない関係(近親者)



子どもを家族として登録する場合

原則として、登録をしようとする子どもが、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 登録されるお二人のいずれか一方又は双方と同居していること
- (2) 未成年であること（民法で規定する成年に達していないこと）

ただし、特別な事情があると認められる場合は、上記の要件に関わらず登録ができることがあります。

2 手続き方法

申請から交付までの流れ

① 事前予約

申請を希望する日の1週間前までに電話でご連絡ください。

申請日時調整、必要書類の確認などを行います。

- ・連絡先 土佐清水市じんけん課
- ・直通電話番号 0880-82-1124
- ・予約受付時間 平日8:30~17:15
- ・申請対応時間 平日9:00~16:30
- ・申請場所 土佐清水市じんけん課

※個室での受付もできますので、ご希望の方はお申し出ください。

② 登録申請

下記の必要書類をすべてととのえ、お二人そろってお越しください。

(1) 土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録申請書（様式第1号）

(2) 世帯全員の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

(3) 結婚していないことが分かる書類

… 戸籍抄本、独身証明書など（申請日前3か月以内に発行されたもの）

(4) 本人確認書類

… 個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、運転免許証、在留カードなど、本人の顔写真が添付された官公署発行のもの。

… 戸籍上の氏名と併せて通称名を登録することを希望する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類（郵便物・社員証など）も必要です。

※(2)(3)については、本市の公簿により確認できるときは同意書（様式第2号）の提出により替えることができます。

【お子様を登録する場合】

(5) 土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度に係る

子に関する登録申請書（様式第5号）

※お子様に制度についてご説明いただいたうえでの提出をお願いします。

その他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

③ 登録

市長がパートナーシップ・ファミリーシップ登録を適当と認めたときは、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿に登録します。

申請を受け付けてから登録まで数日間必要です。

④ 登録証の交付

「土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証」（A4判と携帯カードの2種類）を交付します。

登録証は郵送することもできます。

A4判

様式第3号（第6条関係）

登録第 号
登録年月日 年 月 日

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証

氏名 _____ 氏名 _____
(生年月日) 年 月 日生 (生年月日) 年 月 日生

上記2名の者は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ登録されたことを証明します。

年 月 日

土佐清水市長 印

【表面】

注意事項

1 この登録証は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。

2 登録証は、次のいずれかに該当する場合には、市長に返却すること。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合

(2) 当事者の一方が死亡した場合

(3) 当事者の一方又は双方が本市外に転出した場合（一時的な場合を除く）

(4) 要綱第3条第3号に該当しなくなった場合

3 上記2（1）から（4）のいずれかに該当した場合には、この登録証及び登録証カードを市長に返還すること。ただし、（2）による場合はお亡くなりになった方の登録証カードのみを返還する。

特記事項

通称名を登録している場合について
以下に戸籍上の名前（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 _____ (戸籍上の名前) _____

通称名 _____ (戸籍上の名前) _____

子どもの氏名 _____
(年 月 日生)

子どもの氏名 _____
(年 月 日生)

【裏面】

カード型

パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの登録をされたことを証明します。

登録日 年 月 日

氏名 _____ 氏名 _____
年 月 日

土佐清水市長

【表面】

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを市に登録したお二人に、登録証を交付する制度です。

この登録証の掲示を受けた皆様には、制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

戸籍上の氏名 _____
(年 月 日生) (年 月 日生)

子どもの氏名 _____
(年 月 日生) (年 月 日生)

【裏面】

3 登録後の手続き

登録証の再交付

登録証の紛失や破損、又は改姓、改名したとき等に、登録証又はカードの再交付を希望する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書」（様式第6号）に必要事項を記入の上、提出してください。

登録証の返還

登録者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届（様式第7号）に登録証とカードを添えて提出してください。

- (1) 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合
- (2) 登録者の一方が死亡した場合※1
- (3) 登録者の一方又は双方が本市外に転出した場合※2
- (4) 登録者のいずれか一方が婚姻もしくは他の者とパートナーシップ・ファミリーシップを有することとなったとき

※1 死亡を理由とする場合は、お亡くなりになった方の携帯カードのみ返還してください。

※2 当事者の一方のみが転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に市外へ転出した場合は、抹消の対象とはなりません。

なお、次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ登録を抹消します。その際は所有する登録証・携帯カードは土佐清水市に返還してください。

- ・偽りその他の不正の手段によりパートナーシップ・ファミリーシップ登録を受けたことが判明したとき
- ・登録証、携帯カードを不正に利用したことが判明したとき

4 Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップとはどういう関係ですか。

A パートナーシップとはお互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係をいいます。ファミリーシップは、二人の子ども（どちらかの前のパートナーとの間の子ども等）も含めて一つの家族であるという関係です。

Q2 登録申請の際や登録後、プライバシーは守られるのでしょうか。

A 申請の時は、希望があれば個室で対応します。
登録後は、土佐清水市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。不安なことや不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

Q3 登録は同性カップルしかできませんか。

A 戸籍上の同性カップルに限定していません。民法上の婚姻を望まない異性カップルや、例えば、双方又は一方がトランスジェンダーである戸籍上の異性カップル、また、バイセクシュアルの戸籍上の異性カップルなど、登録者の戸籍上の性別は問いません。

Q4 パートナーシップ・ファミリーシップ登録は婚姻とどう違うのでしょうか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ・ファミリーシップ登録は、市の要綱に基づいて実施するため、法的効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q5 登録申請に、費用はかかりますか。

A 登録申請に費用はかかりませんが、提出していただく必要書類の取得にかかる費用は自己負担となります。（本市の公簿により確認できるときは同意書の提出により当該書類の添付を省略することができます。）

Q6 通称名は登録できますか。

A 戸籍上の氏名と併せて通称名を登録できます。その場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類（通称名宛に届いた郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。

Q7 登録証はすぐに交付されますか。

A 登録申請後、書類を確認のうえ、登録を行います。なお、申請から登録証交付までには数日かかります。

Q8 登録証はどこで利用できますか。

A 市では、市営住宅入居申込みなど、登録証を提示することで利用できるサービスがあります（別紙参照）。また、今後さらに追加検討していくとともに、民間事業者や市民の皆さまに対しても、登録証の利用について周知啓発を進めていきます。

Q9 ほかに人に代理で申請をしてもらえますか。

A 登録申請には原則として、登録申請者がお二人そろってお越しく下さい。

Q10 なりすましや偽装等の悪用をされませんか。

A 登録申請の際には、登録申請者の本人確認のため、身分証明書の提示を求めるなど、なりすましを防ぐとともに、独身であることを証明する書類を提出いただいたうえでの登録となります。

また、偽りその他の不正な手段によりパートナーシップ・ファミリーシップ登録を受けた場合や、登録証等の不正利用が判明した場合は、登録を抹消します。

Q11 市外に転出するときは、手続きが必要でしょうか。

A 一方又は双方が市外に転出した場合、登録は失効するため、手続きは不要です。ただし、一方が転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合は、登録は継続されますのでご相談ください。

Q12 登録申請は平日のみしかできませんか。

A 登録申請は、平日の9:00~16:30に行います。

登録日は、原則として申請日と同じ日になりますが、申請日以降でお二人の希望日を登録日とすることも可能ですので、ご相談ください。

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う関係をいう。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ登録 市長がパートナーシップ・ファミリーシップである個人について、申請により、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿（以下「登録簿」という。）に登録をすることをいう。

(登録対象者)

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）登録対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものを除く。

(提出書類)

第4条 パートナーシップ等の登録を受けようとする者は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請をしようとする者の一方又は双方が自ら申請書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。また、本市の公簿により確認できるときは、同意書（様式第2号）の提出をもって、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し（届出日前から3か月以内に発行されたものに限る。本市への転入を予定している場合にあっては、この事実が確認できる書類）
- (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類（届出日前から3か月以内に発行されたものに限る。）

2 市長は、前項の規定により申請書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの掲示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) パスポート
- (3) 運転免許証
- (4) そのほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、申請をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 申請をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、申請書において通称名を使用することができる。

(登録証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により申請がなされた場合において、当該申請をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)及び土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード(様式第4号。以下「カード」という。)を当該申請をしたものに交付するものとする。

(子に関する記載)

第7条 前条の規定により登録証及びカードの交付を受ける者(以下「登録者」という。)の一方又は双方と共に暮らす未成年の子ども(以下「子」という。)がいる場合であって、当該登録者が登録証及びカードに当該子との関係性の記載を希望するときは、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度に係る子に関する登録申請書(様式第5号)に、登録者と当該子の関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

(登録証の再交付)

第8条 登録者は、当該登録証又はカードを紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときその他当該登録証又はカードの再交付を必要とするときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)により、登録証又はカード、もしくはその両方の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、登録証又はカードを再交付するものとする。

(登録証の返還)

第9条 登録者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届(様式第7号。以下「返還届」という。)に登録証及びカードを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、(2)による場合は死亡した方のカードのみを返還することとする。

(1) 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合

(2) 登録者の一方が死亡した場合

(3) 登録者の一方又は双方が本市外に転出した場合(一時的な場合を除く。)

(4) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(登録証の取消し)

第10条 市長は、登録者が虚偽その他の不正な方法により登録証及びカードの交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた登録証及びカードを不正に使用したことが判明したときは、登録証の証明を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録証の証明を取り消した場合は、第6条の規定により交付した登録証及びカードの返還を求めるものとする。

(その他の事項)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

土佐清水市パートナーシップ登録申請書

年 月 日

土佐清水市長 様

私たちは、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、パートナーシップ登録を申請します。また、裏面の土佐清水市パートナーシップ登録に関する確認により記載の内容が事実と相違ないことを確認します。

登録希望日		年 月 日	
申 請 者	フリガナ		
	氏名（自署）		
	フリガナ		
	通称名※		
	住所		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	電話番号		
代 筆 者	氏名（自署）		
	住所		

※通称名の登録を希望する場合のみ記載してください。

土佐清水市パートナーシップ登録に関する確認

・該当する□に「✓」を入れてください。(①～③についてはいずれかに)

項 目	回 答
①双方が本市に住所を有している。	☐ 左記に該当します。
②一方が本市に住所を有し，一方が市内へ転入を予定している。	☐ 左記に該当します。 (転入予定日 年 月 日 予定)
③双方が本市に転入を予定している。	☐ 左記に該当します。 該当者名 _____ (転入予定日 年 月 日 予定) 該当者名 _____ (転入予定日 年 月 日 予定)
双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び登録者以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップの関係にないこと。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。
登録者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。

同 意 書

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録を申請するにあたり、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第 3 条、第 7 条に定める登録対象者の資格要件を確認するため及び転居等変更が生じた場合、世帯全員の住民基本台帳、戸籍に関し必要な事項について、市職員が調査することに同意します。

年 月 日

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

※個人情報は厳重に管理し、本登録制度以外の目的に使用しません。

様式第 3 号（第 6 条関係）

登録第 号
登録年月日 年 月 日

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
(生年月日) 年 月 日生 (生年月日) 年 月 日生

上記 2 名の者は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要
綱第 6 条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ登録されたことを証明しま
す。

年 月 日

土佐清水市長 印

注意事項

- 1 この登録証は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 登録者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
 - (1) 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合
 - (2) 登録者の一方が死亡した場合
 - (3) 登録者の一方又は双方が本市外に転出した場合（一時的な場合を除く）
 - (4) 登録者のいずれか一方が婚姻もしくは他の者とパートナーシップ・ファミリーシップを有することとなったとき
- 3 上記2（1）から（4）のいずれかに該当した場合には、この登録証及び登録証カードを市長に返還すること。ただし、（2）による場合はお亡くなりになった方の登録証カードのみを返還する。

特記事項

- ・通称名を登録している場合について

以下に戸籍上の名前（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 _____ (戸籍上の名前) _____

通称名 _____ (戸籍上の名前) _____

- ・ファミリーシップ制度に子どもを登録した場合について

以下に子どもの氏名を記載します。

子どもの氏名 _____
(年 月 日生)

子どもの氏名 _____
(年 月 日生)

様式第 4 号（第 6 条関係）

（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード			
土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの登録をされたことを証明します。			
登録日		年	月 日
氏名	氏名		
	年	月	日
土佐清水市長			

（裏面）

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを市に登録したお二人に、登録証を交付する制度です。			
この登録証の掲示を受けた皆様には、制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。			
特記事項			
戸籍上の氏名			
(年 月 日生)		(年 月 日生)	
子どもの氏名			
(年 月 日生)		(年 月 日生)	

※原寸大

備考

- 1 通称名で登録証を交付した場合には戸籍上の氏名及び生年月日を、また、子に関する届出書を提出した場合は子の氏名及び生年月日を裏面特記事項に記載する。
- 2 登録証を再交付した場合には、特記事項欄に再交付年月日を記載する。

様式第 5 号（第 7 条関係）

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度に係る
子に関する登録申請書（ファミリーシップ）

年 月 日

土佐清水市長 様

私たちは、下記の子を含めて家族としての思いを持つ関係であることに同意し、届出します。

	子		子	
(フリガナ)				
氏 名	氏	名	氏	名
通称名の場合 戸籍上の氏名				
生年月日	年 月 日		年 月 日	
住 所			☐ 同左	
	番地 番 号		番地 番 号	

住所 同上

氏名

(※上記と異なる場合のみ記入)

住所

氏名

(代筆者)

住所

氏名

様式第 6 号（第 8 条関係）

土佐清水市長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ・ファミリー
シップ登録証の再交付を受けたいので、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の
取扱いに関する要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

再交付を希望する登録証（希望するもののいずれか、もしくは両方に「✓」を入れてください。）

☐ 登録証 ☐ カード

再交付を希望する理由（いずれかに「✓」を入れてください。）

☐ 紛失 ☐ 破損 ☐ その他（ ）

年 月 日

住所

氏名

（※上記住所と異なる場合のみ記入）

住所

氏名

（代筆者）

住所

氏名

様式第 7 号（第 9 条関係）

土佐清水市長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第 9 条の規定により、登録証を返還します。

返還の理由（いずれかに「✓」を入れてください。）

- ☐ 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合。
- ☐ 登録者の一方が死亡した場合。※お亡くなりになった方の携帯カードのみ返還してください。
- ☐ 登録者の一方又は双方が本市外に転出した場合。
- ☐ 登録者のいずれか一方が婚姻もしくは他の者とパートナーシップを有することになった場合。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

（※上記住所と異なる場合のみ記入）

住所 _____

氏名 _____

（代筆者）

住所 _____

氏名 _____

相談機関の情報

名称・URL	内容・電話番号等	受付時間
土佐清水市じんけん課	人権全般に関すること TEL0880-82-1124	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
土佐清水市健康推進課保健指導係	こころの相談 TEL0880-82-1121	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
こうち男女共同参画センター 「ソーレ」 http://www.sole-kochi.or.jp/ 	にじいろコール～LGBTs に関する相談～ TEL088-854-854	毎月第4土曜日 13時30分～16時30分
	女性のための一般相談 (面接または電話で受けます。) TEL088-873-9555	毎日9時～12 時,13 時～ 17 時※最終受付は16時 (ただし、第2水曜日・祝 日・年末年始を除く)
	こころの相談 (予約制。心理カウンセ ラーが面接で受けます。対 象: 女性) TEL088-873-9100	毎月第1・3木曜日 14 時～16 時
	男性のための悩み相談 (予約制。男性心理カウ ンセラーが面接または電話 で受けます。) TEL088-873-9100	毎月第 1火曜日, 第3・4水 曜日 18～20時
法務局 みんなの人権110番 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html 	様々な人権問題について の相談 TEL0570-003-110	毎月第 1火曜日, 第3・4水 曜日 18～20時
民間 よりそいホットライン セクシュアルマイノリティ専門ライン https://www.since2011.net/yorisoi/ 	性別の違和や同性愛に関 わる相談 TEL0120-279-338 (ガイドダンスが流れたら, 4 を押してください)	24時間

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度手引き

2022年 5月発行

発行：土佐清水市じんけん課

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町10番2号

TEL (0880)82-1124 FAX (0880)82-1126

E-Mail jinken@city.tosashimizu.lg.jp

